

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナの影響で、生活・暮らしにお困りのかたに住民票上の1世帯あたり10万円を支給します。



対象者 次の①か②の世帯の世帯主

※詳しくはコールセンターまたは市ホームページで▶

① 令和4年6月1日時点で長崎市に住
民登録があり、世帯全員の令和4年
度分の住民税が非課税である世帯

例) 世帯主(非課税)、妻(非課税)、子(課税)の
世帯⇒対象外

② 新型コロナの影響を受けて令和4
年1月以降の家計が急変し、①の
世帯と同様の事情にあると認め
られる世帯

対象見込みとなる世帯の世帯主のかたに、支給
要件確認書を7月下旬から8月上旬に送ります。

提出期限 10月31日②

該当すると思われるかたは、申請書を送付します
ので、下記コールセンターへご連絡ください。市
ホームページからもダウンロードできます。

申請期限 9月30日⑤

※世帯外の親族から世帯全員が扶養を受けている場合や、令和3年度の給付金支給対象であった世帯および
対象世帯の世帯主だったかたを含む世帯は対象外

●問い合わせ● 長崎市臨時特別給付金コールセンター ☎0570-095400 午前8時45分～午後6時(平日のみ)

精霊流しのコースと交通規制

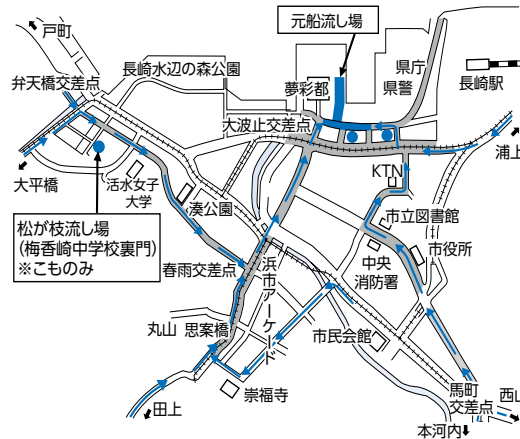
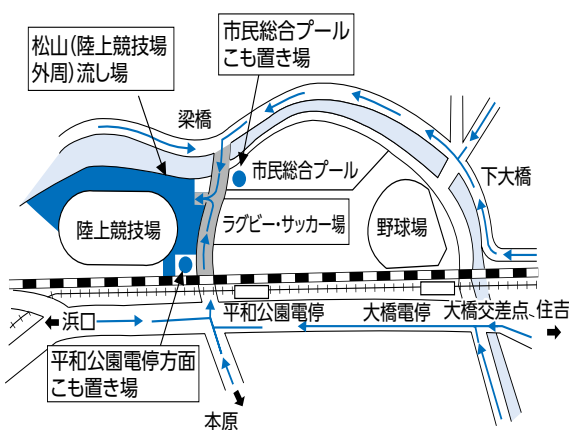
流し場付近は、車両通行止めの区間(■)があります。

※(→)は精霊船の通行方向、(●)は、こも置き場

廃棄物対策課 ☎829-1159

松山流し場(交通規制は午後6時～)

元船・松が枝流し場(交通規制は午後5時～)



船の受け入れ時間は
午後5時～9時まで

詳しくはこちら▼



「少人数・短時間」など新型コロナ対策を!



つくるときは
なるべく少人数で。



流すときはなるべく
少人数で。
まちなかを練り歩
かずに、短時間で。



流す前、流した後は
大人数や長時間の
会食を控えま
しょう。